

新規の共生モデル地区(四万十町大正中津川地区)
の協定について

高知県林業振興・環境部 環境共生課

平成25年3月22日(金曜日)

新規の共生モデル地区(四万十町中津川地区)の協定について

「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例」

(「四万十川条例」)
平成13年3月27日 条例第4号

(重点地域)

第11条 知事は、流域内において、本川若しくは主要支川と一体的な生態系及び景観を形成し、又は原生的な自然を維持している地域について、当該地域の自然的社会的特性に応じて、生態系及び景観の保全上必要な方策を重点的に講ずることにより、四万十川の保全及び流域の振興を図るものとする。

5 知事は、流域内において、河川が優れた水質を維持しているとともに、野生動植物の多様性が確保され、かつ、特に良好な景観が維持され、人と自然が共生している地区を人と自然の共生モデル地区(以下、「共生モデル地区」という。)として指定することができる。

(共生モデル地区内における協定の締結等)

第15条 知事は、共生モデル地区内の土地の所有者(管理者又は占有者で権原を有する者を含む。)又はこれらの者が参加する団体の代表者との間に、共生モデル地区の保全に関する協定を締結することができる。

2 協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

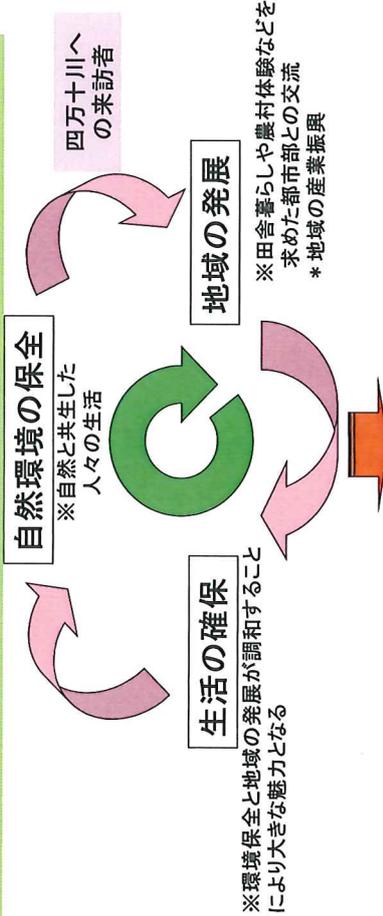
- (1) 協定の対象となる土地の区域
- (2) 協定区域の管理の方法及び目標に関する事項
- (3) 協定の有効期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協定の実施に関し必要な事項

3 知事は、協定を締結しようとするときは、あらかじめ、当該協定区域が属する市町の長及び高知県四万十川流域保全振興委員会の意見を聴くものとする。当該協定を変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

4 知事は、共生モデル地区内において、人工林の除去及び間伐の適正な実施、混交林の整備その他の措置が図られるように努めるものとする。

共生モデル地区の考え方

四万十川流域の自然環境・景観の保全と流域振興は、四万十川条例の目的



四万十川流域における循環型社会の構築

大正中津川地区について

所在地: 高知県高岡郡四万十町大正 大字中津川

・人口: 70人 戸数: 20戸
平成21年2月 重要文化的景観の選定を受ける。
(中津川集落は重要構成要素として登録)

- ・通年での交流の取り組み
 - 3月: ひんびまつり(昨年で終了)
 - 3月: 四万十ひなまつり街道(創作ひな祭り展示)
 - 4月: お花見会と写真展
 - 7月: どんろんご運動会
 - 11月: もみじまつり(収穫祭と野外音楽会)

- ・地域づくりの取り組み
 - H22年度: 久木の森「瀬と淵」の看板作り。(TOTO水基金を活用)
 - H23年度: 地域づくり先進地視察(大分県湯布院)
 - : 休耕田を利用して小麦を育て収穫。
 - (うどんやピザの生地として活用)





「瀬と淵」の看板作り

5



休耕田を利用した小麦の収穫状況



6

協定書の主な内容

(1) 目標とする姿(協定書第5条)

- ① 地域資源を活かした新たな産業や起業
- ② 後世代が長く生きてきたくなるような地域
- ③ 住民全員が家族のような暮らし
- ④ 循環型地域社会としての環境保全・景観づくり
- ⑤ 新たな文化創造と次世代につながる伝統文化の継承

(2) 目的達成のために地域住民が取り組むこと(協定書第6条第2項)

- ① 久木の森山風景林を中心とした水辺の景観保全
- ② 棚田や耕作放棄地対策等のよる農山村の景観保全
- ③ 自然に優しい洗剤や肥料の活用
- ④ 自然や生活体験を通じた交流
- ⑤ 地域の取り組みを住民みんなが共有し、外部に発信。etc

(3) 目的達成のために行政が取り組むこと(協定書第6条第3項)

- ① 森林の適正な管理や作業道等の整備や防災地の復旧
- ② 民間企業力を活用した森林整備の取り組み
- ③ 環境に配慮した公共工事(工法の工夫、自然素材の活用)
- ④ 不法投棄の対策や浄化槽整備等 etc

7

協働の活動を推進するために・・・

大正中津川地区

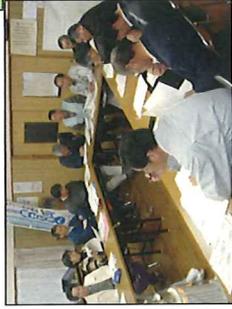
- ◇ 里山保全ワークグループ
- ◇ 伝統・文化継承ワークグループ
- ◇ 交流事業ワークグループ
- ◇ 産業振興ワークグループ
- ◇ 福祉・コミュニティワークグループ
- ◇ 自然エネルギーワークグループ

代表者

(仮称)奥四万十なかつか会議

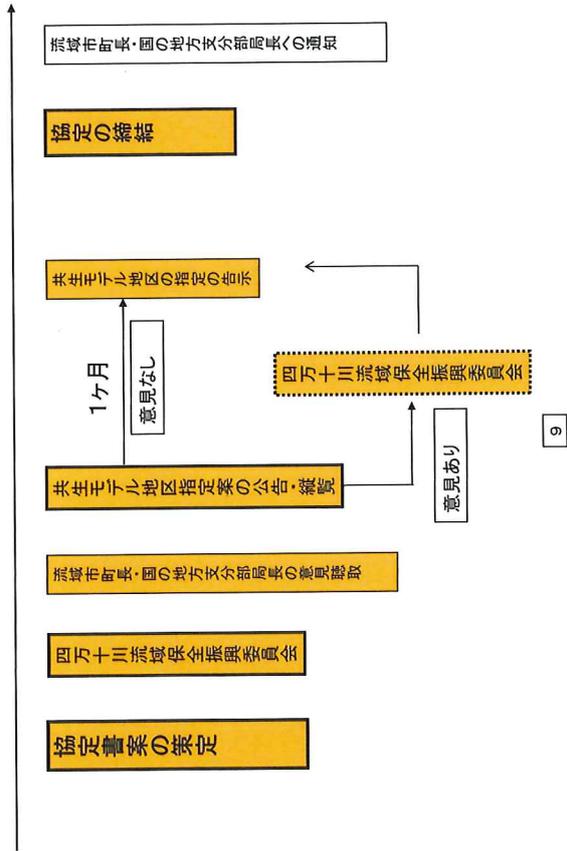
- ・住民と行政(国、県、市)とが連携
- ・環境保全や地域振興に係る課題の検討
- ・目標達成のための活動の検討
- ・補助金、助成金等の行政の情報提供や申請時のサポート

地元・行政の活動に反映



(写真)くろそん会議の様子
 ・行政側 県、国(四国森林管理局)
 四万十市
 ・住民側 熊尊5地区の代表者15名
 ・その他 オフザパー

協定締結までの主な手続き



大正中津川集落の人と自然が共生する地域づくり協定(案)

2013/2/15

大正中津川集落（以下「集落」という。）は、四万十川一次支流梶原川の二次支流となる中津川流域にあります。

集落は、四万十川中流域の山間部に位置し、美しい風景林と里地・里山の景観を維持しており、豊富な森林資源による用材林の搬出を礎とし発展してきた歴史・文化があります。また、集落は平成21年2月に文化庁の重要文化的景観に選定されました。

この集落に居住する住民の組織（以下「大正中津川地区」という。）と、四万十町及び高知県とは、「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例」に定める共生モデル地区の保全に関する協定を次のとおり結びます。

なお、この協定は「四万十町四万十川の保全と振興に関する基本条例」の趣旨に沿ったものです。

（目的）

第1条 集落には、多様な森林や清流、また今では数少なくなった農山村の景観など、自然の魅力がたくさん残っています。この豊かな自然環境や景観の保全と人々の暮らしとが調和しながら、地域固有の生活文化や歴史が継承され、集落の産業振興につながる地域づくりを、住民と行政とが協働で進めるため、この協定を結びます。

（名称）

第2条 この協定の名称は、「大正中津川集落の人と自然が共生する地域づくり協定」とします。

（協定の締結）

第3条 この協定は、大正中津川地区と、四万十町及び高知県（以下「協定者」といいます。）とで締結します。

（協定区域）

第4条 この協定の対象となる土地の区域は、集落の中で協定者が所有若しくは管理する土地とします。

（目標とする姿）

第5条 私たちが目標とする集落の姿は次のとおりとします。

- 1 新たな産業や起業に取り組むにおいて、流域の地域資源を最大限に生かす事が出来ること
- 2 交流・定住において、iターンだけでなく後世の世代が地域に戻ってきたくなる様な地域であること
- 3 福祉・コミュニティづくりにおいて、流域の住民全員が家族の様な関係で常に会話のある毎日の暮らしが実現していること
- 4 環境保全・景観づくりにおいて、循環型地域社会として持続的発展に期待出来ること
- 5 伝統文化の継承において、次の世代につながる文化や伝統を世代間で共有し新たな文化も創造すること

(保全と活用に関すること)

第6条 流域の住民と四万十町、高知県は、第5条の目標を達成するため、協働で取り組みを進めていきます。

- 2 流域の住民は、自然と共生した生活を目指して次の取り組みに努めます。
 - ① 水辺に人々が親しめるよう、久木の森山風景林を中心に景観の保全をします。
 - ② 重要文化的景観に選定された農山村の景観を保全するため、棚田の保全と共に耕作放棄地対策、花一杯運動などに取り組みます。
 - ③ 里山を保全するため、雑木林や植林地などで定期的に除伐、間伐をし、炭焼や薪を燃料とするなど木材を利用していきます。
 - ④ 地域の伝統的な文化、料理、伝説や歴史などについて記録として残していきます。
 - ⑤ 流域の環境保全のため、浄化槽の設置と適正な管理などの活動を、行政と協働して行っていきます。
 - ⑥ 流域の住民と流域外の人々の間で、自然や生活の体験を通じた交流を図り、地域が潤うような地域づくりに取り組みます。
 - ⑦ 化学物質を極力排除した、自然に優しい洗剤、肥料などを積極的に利用する取り組みをしていきます。
 - ⑧ 地域資源である自然エネルギーの活用に取り組みます。
 - ⑨ 流域の取り組みを流域の住民みんなが共有し、また流域外の方々に知っていただくため、情報を発信していきます。
- 3 四万十町及び高知県は、流域の自然や景観を保全するため、次の取り組みに努めます。
 - ① 森林の多面的な機能を持続的に発揮させるため、森林の適正な管理や作業

道などの基盤整備、防災地の復旧などに取り組みます。

- ② 民間企業や地域の力を活かした森林整備を行い、外から人を森に呼び込み、森の多様な役割を広め、森に親しむための取り組みを行います。
- ③ 集落住民と都市部の人々との交流や、環境学習などの取り組みを行います。
- ④ 集落住民の生活向上をめざし、農林業の振興に努めます。
- ⑤ 民間の開発などについて、自然や景観に配慮した工事などが行われるよう指導を行います。
- ⑥ 公共工事において、自然や景観に配慮した工事となるよう工法の工夫や自然素材（石・木など）の活用などに取り組みます。
- ⑦ 重要文化的景観に選定された農山村の景観や伝統文化などの保全に取り組みます。
- ⑧ ゴミの不法投棄問題への対策や、浄化槽の設置などによる生活排水対策の推進に取り組みます。
- ⑨ 大正中津川地区の取り組みを広く情報発信します。

（協定の有効期間）

第7条 協定の有効期間は、協定の締結の日から5年とし、必要に応じ見直しを行い更新するものとする。

平成25年 月 日

協定者 高知県高岡郡四万十町大正中津川
大正中津川地区長 田辺 客子

高知県高岡郡四万十町茂串町 3-2
四万十町長 高瀬 満伸

高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県知事 尾崎 正直